

# みそこうアマチュア無線クラブ アワード規約

## 美少女QSLアワード

第1条 美少女QSLアワード（以下当アワードと称する）とは、自ら作画もしくは、作画者から使用承認を得た女子キャラクターのイラスト（一次創作又は二次創作に限る）が描かれたQSLカードを異なるイラストで10枚以上得た者をみそこうアマチュア無線クラブ（以下当会と称する）表彰する制度である。

第2条 QSLカードとは、アマチュア無線局又はアマチュア無線局の電波を受信する者（以下、SWLと称する）が発行する、次の事由で得た証明である。

- 一、アマチュア無線局同士の交信によるもの（書面又は電子データ）
- 二、SWLからアマチュア無線局への受信報告によるもの（書面又は電子データ）
- 三、アマチュア無線局からSWLへの受信証明によるもの（書面又は電子データ）
- 四、アマチュア無線局又はSWLから直接手渡しされたもの（書面に限る）

2 QSLカードには、第1条で定めるイラストの他に、次の各号に掲げる事項を記載することを要する。但し、前項三号で得たQSLカードは六号、前項四号で得たQSLカードは四号から六号の事項を省略してもよい。

- 一、発行者のコールサイン、準員ナンバー、氏名の何れか
- 二、受領者のコールサイン、準員ナンバー、氏名の何れか
- 三、発行年月日時刻、交信年月日時刻、受信年月日時刻の何れか
- 四、周波数帯
- 五、運用モード
- 六、RSTレポートまたはdB数等

第3条 アワードの発行を希望する者は、次の各号に掲げる事項及びQSLカードの画像（イラスト面及びデータ面）を当会に申請すること。

- 一、申請者の氏名
- 二、申請者のコールサイン（アマチュア局に限る）又は準員ナンバー
- 三、申請者の連絡先
- 四、アワードの送付場所
- 五、特記事項を希望するものは、希望する4つ以内の特記事項（別表第一に定めるもの及び当会が認めたもの）
- 六、その他当会が要求する事項

2 前項五号の特記を希望するものは、提出したQSLカードの画像が第1条の条件に加え、希望する特記の条件を満たす必要があること。

3 当会は、1項の申請があれば、申請が第1条及び本条2項（本条1項五号ある場合に限

る)のに照らし合わせ、問題及び次項に該当するものがなければ、別に定める手数料を請求し、手数料の納入をもってアワードの発行を行う。

4 次の各号に掲げる事項にのうち、いずれか該当するものはアワードを発行しない。

- 一、アワードの申請が第1条及び本条2項に定める条件を満たさない場合
- 二、QSLカードのイラストが無断使用・盗作等の疑いがある場合
- 三、アワードの申請において虚偽及び不正を行ったと認められる場合
- 四、電波法及び関連法規に違反した運用により得たQSLカードを使用した場合
- 五、当会の名誉を棄損する行為を行った場合
- 六、その他当会が発行不適切と判断した場合

5 アワード発行後に前項に定める事項が発覚した場合、該当するアワードは無効とし、当会が無効になったアワードの通し番号を告示する。この場合手数料の返還は行わない。

第4条 アワードには、次の事項を記載する。

- 一、申請者のコールサイン、準員ナンバー、氏名の何れか
- 二、発行年月日
- 三、通し番号
- 四、別表一に定める特記事項のうち4つ
- 五、発行者名（みそこうアマチュア無線クラブ）

別表一 特記事項

項目	詳細
周波数帯によるもの	申請した QSL カードすべてが同一の周波数帯によるもの。但し、4630kHz は除外とする。 例 135kHz・475kHz・1.8MHz・3.5MHz・3.8MHz 等
運用モードによるもの	申請した QSL カードすべてが同一の運用モードによるもの 例 AM・FM・SSB・CW・FAX・ATV・SSTV・TYPE(RTTY・PSK31・JT65・FT8 等の主に文字で交信を行う形式)
地域によるもの	申請した QSL カードの発行者の運用地によるもの。 例 ・All Area (0~9 エリアのすべてエリアから QSL カード 1 枚以上ある場合 JARL の AJD 相当) ・All Prefectures (47 都道府県のすべてから QSL カード 1 枚以上ある場合 JARL の WAJA・HAJA 相当)
設備等によるもの	申請した QSL カードすべての交信・受信等における、自局の設備等の形態によるもの。 例 ・QRP (すべての交信が送信機出力 5W 以下の場合 要送信機

	型式 or 自作機は終段管個数名称) ・ SWL (すべて第2条1項三号によって得たもの) ・ Report (すべて第2条1項二号によって得たもの) ・ Eye boll (すべて第2条1項四号によって得たもの)
経由している局がある 場合	申請した QSL カードすべてが、特定のアマチュア無線局を経 由している交信又は受信の場合 例 ・ Satellite (すべてアマチュア無線衛星を経由) ・ Repeater (すべてアマチュア無線中継局を経由)
イラストによるもの	申請した QSL カードのイラストすべてが同一の条件を満たし ている場合 例 ・ ポニーテール ・ ツインテール ・ 黒髪 ・ 眼鏡っ娘 ・ 同一局
その他	その他申請事項に合わせて審査を行う

## 附則

第一条 ~~手数料は、500円とする。~~

~~手数料は、アワードの送付場所が日本国内の場合 500 円、日本国外の場合国際返  
 信切手券 (IRC) 7 枚とする。~~

~~手数料は、アワードの送付場所が日本国内の場合 500 円、日本国外の場合国際返  
 信切手券 (IRC) 7 枚又は USD(GS)8.00 とする。~~

手数料は、当分の間アワードの送付場所が日本国内の場合 450 円、日本国外の場  
 合国際返信切手券 (IRC) 7 枚又は USD(GS)8.00 とする。

第二条 ~~2019年5月6日に施行する。~~

~~2019年5月15日に施行する。~~

~~2019年5月16日に施行する。~~

2020年10月6日に施行する。